

第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること、更に、資金洗浄対策やテロ資金供与対策における国際的協調の必要性が高まっていること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化、資金洗浄対策等における国際的協調体制の確立及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金（IMF）

概要

国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）は1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンDC、専務理事はケーラー（前欧州復興開発銀行総裁、ドイツ人）である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年一回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

活動状況

当庁との関係については、近年IMFがアジア通貨危機等も踏まえ、金融セクター評価プログラム（FSAP）を実施する等、各国金融システムの安定性についての分析を重視してきていることもあり、金融セクターに関する活動の重要性が増してきている。最近1年間におけるIMF関係の事務の概要については以下のとおり。

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年一度加盟国の経済状況を協議することとされている。わが国の協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN(Public Information Notice)として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。当庁は、IMFに対し、我が国の4条協議報告書の作成作業の一環として、当庁の業務・施策、我が国の金融セクターの状況等について説明を行うとともに、我が国の4条協議報告書の作成作業に参画している。

2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

IMFは、通常年二回の「世界経済見通し(WEO:World Economic Outlook)」及び、年四回の「国際金融安定性報告書」(GFSR:Global Financial Stability

Report、平成14年3月から)を刊行しているが(このGFSRについては、平成15年3月に、今後の刊行頻度を年2回とすることが決定された)これらにおいて我が国金融システムに関する記述がなされている。これらの刊行物について、我が国の金融行政及び金融セクターの状況等につき、正確な情報、適切な評価が載せられるよう、IMF側の理解の促進に向けて努めてきている。

3. 金融セクター評価プログラム(FSAP)

- (1) 金融システムの健全性把握がマクロ経済政策や金融セクターに関する政策策定に不可欠との認識や、近年の経済危機において金融セクターの脆弱性がマクロ経済の混乱の要因となった経験から、IMF・世銀は、1999年5月における理事会で加盟国の金融システムを評価・モニターし、強化を図る共同作業(FSAP: Financial Sector Assessment Program)を実施することに合意した。
- (2) FSAPは全IMF加盟国を対象としており、自発的に同プログラム参加を表明した国に対し、IMF、世銀及び外部(先進国の金融監督当局など)の専門家が、当該国の金融政策の透明性、銀行・証券・保険の監督・規制、支払・決済制度等につき評価を行い、その結果を理事会に報告するものである。
- (3) 1999年5月の理事会でFSAPの実施を決定して以降、2003年3月現在、70カ国が実施もしくは実施中である。2003年3月以降、更に27カ国の実施が決まっている。現在年約20カ国のペースで作業が進んでおり、全加盟国実施までに6~8年を要する見込みである。
- (4) FSAPは、途上国だけでなく、範を示すとの考え方から先進国も参加することとなっている。G7については既にカナダが1999年に、イギリスが2002年に実施した他、ドイツについても2003年から作業を開始している。
- (5) 日本については、平成14年6月よりこの評価作業が本格的に開始され、平成15年8月にIMF理事会に最終報告書を提出したところである。
- (6) なお、FSAPは、あくまで、任意の評価作業であり、IMFが個別の金融機関を検査するといった性格のものではない。

第2節 金融安定化フォーラム（F S F）

概要

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に広まった経験を背景に、金融監督の国際的協調強化等に関するティートマイヤー提案が、1999年2月（於：ボン）のG7会合において承認され、金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum: F S F）の設立が決定された。なお、議長の任期は3年で、初代議長であったクロケットB I S総支配人（当時）の後任として、今春ファーガソンFRB副議長が就任した。F S Fの目的は、金融の安定に責任を有する各国の大蔵省、中銀、金融監督当局および国際機関、基準設定機関間の情報交換を促進し、金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融を更に安定させることである。F S Fには、G7の蔵相・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭からの代表者、IMF、世銀、国際監督機関（バーゼル委員会、IOSCOおよびIAIS）等が参加している。我が国からは、金融庁及び財務省、日本銀行がメンバーとなっており、作業部会等を含め、F S Fに主体的に参画している。

活動状況

F S F全体会合は、原則年2回開催されることとなっており、現在までに9回開催されている。第八回会合（2002年9月3～4日、於：トロント）では、前回（第7回香港会合：2002年3月）に引き続き、大規模企業破綻等を受けた市場基盤強化への課題及び再保険業界の課題についての議論が行われ、第九回会合（2003年3月24～25日、於：ベルリン）では、国際金融システムの潜在的な脆弱性や市場基盤強化に向けた各国・各国際機関の取組の把握及び国際的な方向性について議論された。

第3節 世界貿易機関（WTO）

概要

世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）は設立協定に基づき 1995 年に設立された。事務局はジュネーブ、事務局長はスパチャイ（元タイ副首相）、146 か国が加盟している（2003 年 4 月現在）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも 2 年に 1 回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO 設立協定の不可分の一部である GATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATS は、最恵国待遇（MFN）を原則としつつ、各国が提出した「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めている。サービス交渉については、サービス貿易理事会を中心に行われるが、同理事会の下部機関としては、金融サービス貿易委員会、特定約束委員会、GATS ルール作業部会、国内規制作業部会が設置されている。

活動状況（金融サービス分野）

1．過去の経緯

ウルグアイ・ラウンド交渉においては、米国が各国の金融分野における自由化約束の内容を不満として最終段階で包括的な MFN 免除登録を行ったため、各国から強い反発を招き、1995 年 6 月末までの金融サービス交渉の継続が決定した。1995 年継続交渉も難航し、交渉期間が 4 週間延長された結果、1997 年末までの期限付きの暫定合意が成立（米国は不参加）した。この 1997 年継続交渉の結果、1997 年 12 月に、米国を含む 71 か国の参加を得て、MFN 原則に基づいた恒久的な合意が成立し、その成果は第 5 議定書としてまとめられた。

2．活動状況

2000 年 2 月より、GATS 協定に従い合意済み課題であるサービス分野の自由化交渉が開始されており、現在ほぼ 2 ヶ月に 1 回のペースで会合が開催されている。2000 年末には日・米・EC 等の先進国が交渉方式、途上国の参加の拡大等に関する交渉提案を提出し、昨年 3 月にはサービス貿易理事会において、交渉の目的・原則、範囲及び形式を定めた交渉ガイドラインが採択された。2001 年 11 月にカタールにて開催された第 4 回閣僚会議において、サービス交渉については、2002 年 6 月末までに初期リクエストの提出、2003 年 3 月末までに第 1 次オファーの提示、2005 年 1 月に交渉を終了するとのベンチマークが合意された。我が国は、2001 年 12 月から業界団体及び在外公館を通じて WTO 加盟国に対する自由化要望事項の調査を開始し、その後、前回交渉からの懸案事項の検討、業界及び各省との調整を経て、2002 年 6 月末に初期リクエストを提出した。金融分野における初期リクエストの内容は、外資規制、役員

国籍要件等の拠点設置にかかる市場参入制限の撤廃のほか、内外差別的な国内規制の改善を求めるものが中心となっている。

2002年夏以降、各国が提出した初期リクエストを基に二国間交渉が行われており、我が国はこれまで米国、EU、カナダ等の先進国や、中国、韓国、ASEAN諸国等のアジア地域の新興市場国を中心に積極的に協議を行っている。

2003年3月末には、これまでの各国との交渉を踏まえ、自賠責法改正による政府再保険制度の撤廃や、投信法改正による外国投資信託委託業者への支店形態での本邦進出の認容など、我が国現行法制の下での自由化措置を適切に反映した形で我が国の初期オファーの提出を行った。

第4節 アジア太平洋経済協力会議（APEC）

概要

アジア太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC）は歴史的、文化的、民族的な多様性を有し、政治的、経済的、社会的に異なった体制および発展段階を有するアジア太平洋地域において、その世界経済に対して果たすべき役割の増加に適切に対応するため、政府間経済協力の場として1988年11月に発足した。非公式首脳会議の他に、毎年開催される閣僚会議を頂点として、高級実務者レベル会合、貿易・投資委員会、経済委員会、行財政委員会、その他ワーキング・グループ等の組織及び分野別担当大臣会合が、多角的自由貿易体制を推進・強化しつつ、貿易・投資の自由化・円滑化を進め、また種々の分野での経済・技術協力を推進するため活動している。金融庁は、財務大臣プロセス下に設置された電子金融取引作業部会に議長として参加。

活動状況（電子金融取引作業部会関連）

2000年9月にブルネイで開催されたAPEC財務大臣会合において、今後におけるペーパーレス貿易の重要性に鑑み、その決済手段である電子金融取引について検討する作業部会の設置が決定され、日本（金融庁）および香港（金融管理局）が電子金融取引作業部会の共同議長を務めた。同部会の活動は2000年10月から2002年9月までの2年間にわたっており、初年度（2000年10月～2001年9月）には3回の会合を開催し、その議論の結果をまとめた中間報告書を作成した。これを受け、次年度（2001年10月～2002年9月）には、最終報告書のとりまとめに向け、3回の会合を開催するとともに、6ヶ国によるケーススタディ及び、我が国によるクロスボーダー電子金融における消費者保護にかかる政策課題を明らかにするためのスモースサーベイを実施し、2002年6月にタイにて開催された最終会合において、規制面における課題、決済インフラにおける課題、クロスボーダー電子金融取引における消費者保護についての勧告を含む最終報告書が合意された。同報告書は2002年9月のAPEC財務大臣会合で承認され、現在APECのホームページでも公表されている。

第5節 金融活動作業部会（FATF）

概要

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ロンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関である。現在、日本を含む31の国と地域及び2つの国際機関により構成されている。当初は1年間の活動予定であったが、累次にわたりその活動の継続が合意されてきた（現在はデンバー・サミットを受け5年間延長され2004年まで）。

主な活動は、

FATFが作成したマネー・ロンダリングに関する「40の勧告」「テロ資金供与に関する特別勧告」の実施状況の監視

新たなマネー・ロンダリング、テロ資金供与の手法への対策の研究

FATF非参加国・地域への勧告実施の慫慂

である。

当庁は各種会合に参加し、FATFとしての意思決定に寄与するとともに、NCTT（活動状況 2.参照）の特定作業におけるアジア・太平洋地域レビューグループの議長を務め、非協力国・地域のマネー・ロンダリング対策への取組の是正状況の監視や、同地域レポートのとりまとめ作業等に積極的に参画している。

活動状況

1. 40の勧告

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたる資金洗浄対策の基本的枠組みである。FATF参加国はその遵守を担保するために参加国同士が相互審査等を実施している。また、IMF/世銀が行うマネー・ロンダリング、テロ資金対策に関する各国審査においても国際的基準として認められている。

「40の勧告」は1990年に策定され、1996年に見直し作業が行われ、マネー・ロンダリングの前提犯罪の拡大等が盛り込まれた。その後、マネー・ロンダリングの方法や技術が変化し、その対策を向上させるため、新たな見直し作業が2001年から開始された。そして、各国の民間部門等の協力も得て、2003年6月の全体会合で新たな「40の勧告」（資料23 5 1参照）が採択、発表された。

新たに盛り込まれた主な点は以下のとおりである。

資金洗浄罪に含まれるべき犯罪リストの作成

金融機関が行う本人確認等顧客管理（Customer due Diligence）のプロセスの改善

コルレス銀行業務・外国の政府高官等を含むリスクの高い顧客や取引に関する措置の強化

非金融業者・職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属・宝石商、会計士、弁護士等）への資金洗浄対策の適用
主要な制度上の措置、特に国際協力に関する措置の導入
会社等の法人及び法的取極めの真の所有者に関する情報に適切かつ適時にアクセス可能とすることによる透明性の向上
資金洗浄対策のテロ資金対策への適用
シェルバンク（物理的実体のないオフショア銀行）の禁止

2. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域（N C T T : Non Cooperative Countries or Territories）を特定する作業を 1998 年に開始し、2000 年 6 月に 15 カ国・地域を「非協力国・地域」として公表した。その後改訂が重ねられ、現在の「非協力国・地域」は以下のとおりである。

〔 9 の非協力的な国・地域（2003 年 6 月 20 日公表）〕

クック諸島、エジプト・アラブ共和国、グアテマラ共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国、ウクライナ

F A T F は、「非協力的な国・地域」について、法令整備等その是正状況を監視しており、十分な法令整備等を実施しないなど改善が認められない「非協力国・地域」に対しては参加国に対抗措置を発動するよう求めている。

ナウル共和国については同国のマネー・ローンダリング対策法における問題点（シェルバンクが容認されている点等）が所定の期限までに適切に改正されなかったため、2001 年 12 月、対抗措置を発動するよう決定がなされ、当該措置は現在も継続中である。

（注）2002 年 12 月には、ウクライナに対して対抗措置の発動が決定されたが、2003 年 2 月の全体会合にて解除された。

3. テロ資金対策

F A T F は、2001 年 10 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を同月に開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表した。F A T F 参加国は特別勧告の完全実施に努めている。また、F A T F は、F A T F 非参加国にも当勧告の履行状況について適宜自己審査を奨励するとともに、テロ資金対策が未整備であると認められる国・地域に対しては、他の国際機関とも連携のうえ一定の審査手続を経て、技術支援を行う方針である。

特別勧告の内容は、下記のとおりである。

国連諸文書（テロ資金供与防止条約、国連決議等）の批准及び履行
テロ資金供与及び関連する資金洗浄の犯罪化

テロリストの資産の凍結及び没収
テロリズムに関係する疑わしい取引の届出
国際協力
代替的送金システムに対する免許制又は登録制
電信送金に係る送金人情報の付記義務
非営利団体への監視の強化

2003年2月には、参加国間で整合性のある実施が確保されるよう、勧告、 に
について Interpretative Note（解釈ノート：特定の勧告の適用を明確するため作
成されたもの）が発表され、勧告 についても今後策定される予定である。

また、参加国が勧告を実施しようとする際の参考となるよう Best Practice Paper
が勧告 について発表され、勧告、 についても策定される予定である。